

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
◎建築基準法による道の指定 (建築指導課)	1
公告	
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	2

告 示

高知県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年1月4日	特定非営利活動法人フレンドライフ 高知市大津乙114番地4	きとうせや 香南市野市町中ノ村1425-13 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	サポートセンターほのか	吾川郡仁淀川町大崎264-2	社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会 吾川郡仁淀川町大崎214番地	平成21年7月11日
変更後		吾川郡仁淀川町土居甲921-1		

高知県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成23年5月31日	医療法人大博悠会 長岡郡大豊町中村大王1497-1	大杉中央病院 長岡郡大豊町中村大王1497-1 介護療養型医療施設

高知県告示第5号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所へ備え置いて縦覧に供する。

平成25年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡いの町大八十

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町大内字トヲメン	3592
2	〃 〃 〃 〃	3593
3	〃 〃 〃 〃	3587
4	〃 〃 〃 字大和	3572
5	〃 〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃 字弥三土居	3569
7	〃 〃 〃 〃	〃
8	〃 〃 〃 字三本松	3568-2
9	〃 〃 〃 字弥三土居	306-1
10	〃 〃 〃 字大和	388

(2) 区域

標柱1から10までを順次に直線で結んだ線及び標柱10と1を町道大八十線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第6号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成25年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 南国市蒲原字中屋敷442番地先から字蒲原山587番イ143に至る延長1,160メートルの道
- 南国市下野田字上村土居544番3から字前田460番2に至る延長207メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（津野地区農村災害対策整備事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年1月8日から同年2月6日まで
- 3 縦覧場所
津野町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。